さくら市社会福祉協議会決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会の会長の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 決裁 会長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定すること。
 - (2) 専決 会長又は会長の権限の受任者の権限に属する事務を常時その者に代わって決裁することをいう。
 - (3)代決 会長、会長の権限の受任者又は、専決権限を有する者(以下「決裁責任者」という。)が決裁すべき事務を決裁責任者が不在のとき又は、事故あるとき若しくは、欠けたとき(以下「不在」という。)一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。

(事務の代決)

- 第3条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定した順位によって副会長がその事務 を代決することができる。ただし、常務理事を置く場合にあっては、常務理事が副会 長に代わって代決することができる。
- 2 会長、副会長及び常務理事がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。
- 3 事務局長が不在のときは、あらかじめ事務局長が指定した者が事務を代決することができる。

(代決の制限)

第4条 前条の代決は、緊急を要するもの(特に重要又異例と認められるものを除く。)又は、あらかじめ決裁責任者の指示を受けた者に限る。

(後閲等)

第5条 代決した事項については、すみやかに当該事務の決裁責任者へ報告し、又は、後 閲を受けなければならない。但し、軽易なものについては、この限りではない。 (会長の決裁事項)

- 第6条 会長は、次に掲げる事項を決裁する。
 - (1)業務の総合的な企画及び運営についての基本方針に関すること。
 - (2) 理事会、評議員会の招集及びその議案に関すること。
 - (3) 各種運営委員会等の運営委員の委嘱に関すること。
 - (4) 規程等の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること。
 - (6) 不動産及び1件の帳簿価格50万円以上の物件の処分に関すること。
 - (7) 訴訟その他の争訟に関すること。
 - (8) 主査相当職以上の職員の人事に関すること。
 - (9)職員の任免、表彰、懲戒、休業、休職及び給与の決定に関すること。

- (10) 予算に定めた中区分の5万円以上の予算の流用及び予備費の充当に関すること。
- (11) 借入金の決定に関すること。
- (12) 1件の金額の200万円以上の予算の執行に関すること。(経常的経費に係わる予算の執行を除く。)
- (13) 役員及び評議員並びに事務局長の旅行命令に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に重要又は異例に属すると認められる事項。 (事務局長の専決事項)
- 第7条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決する。
 - (1)経常的業務の企画及び運営に関すること。
 - (2) 1件の帳簿価格50万円未満の物件の処分に関すること。
 - (3)経常的経費に係わる予算の執行に関すること。ただし、1件の金額が200万円以上の予算の執行を除く。
 - (4) 予算に定めた中区分の5万円未満の予算の流用及び予備費の充当に関すること。
 - (5) 職員の旅行命令及び復命に関すること。
 - (6) 職員の休暇、その他服務に関すること。
 - (7)職員の超過勤務及び休日勤務に関すること。
 - (8) 諸給与の支出命令に関すること。
 - (9) 職員の各種手当に関する確認及び決定に関すること。
 - (10) その他就業規則に定める諸届の受理に関すること。
 - (11) 職員の事務分担の決定に関すること。
 - (12) 嘱託職員及び臨時補助員の任免に関すること。
 - (13) 通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること。
 - (14) 法令、規則又はこれに準ずるものによる補助申請及び精算報告に関すること。
 - (15) 寄附金の受け入れに関すること。
 - (16) 各種委員会等の開催及び決定事項の施行に関すること。
 - (17) 前各号に準ずるもの又は定例の事務処理に関すること。 (専決の制限)
- 第8条 前条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。 (委任)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。